

議案第四三号

三朝町印鑑条例の一部を改正する条例について

三朝町印鑑条例の一部を次のように改正するものとする。

昭和三十六年六月二十四日提出

三朝町長 坂出 雅己

三朝町印鑑条例の一部を改正する条例

三朝町印鑑条例（昭和二十九年三朝町条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中 「別記様式第一号に所管事項を」とあるを削除する。

第十四条中 「並に別記様式第二号」とあるを削除する。

附 則

この条例は昭和三十六年七月一日から施行する。

昭和三十六年六月二十日 原案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎

